

# 開発許可申請手数料改正のお知らせ

2024年4月1日に改正する手数料

都市計画法に基づく開発許可申請等に係る手数料が改正となります。

4月1日受付分より

## ●主な改正点

都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発行為の許可

(1)自己の居住用の住宅の目的で行う開発行為		現行	改正後	(2)住宅以外の自己の業務に供する建築物の目的で行う開発行為		現行	改正後
0.1ha未満	10,000円		8,800円	0.1ha未満	13,000円		同左
0.1ha以上0.3ha未満	22,000円		同左	0.1ha以上0.3ha未満	31,000円		同左
0.3ha以上0.6ha未満	45,000円		43,000円	0.3ha以上0.6ha未満	67,000円		66,000円
0.6ha以上1.0ha未満	90,000円		86,000円	0.6ha以上1.0ha未満	130,000円		125,000円
1.0ha以上3.0ha未満	130,000円		同左	1.0ha以上3.0ha未満	210,000円		200,000円
3.0ha以上6.0ha未満	180,000円		171,000円	3.0ha以上6.0ha未満	280,000円		270,000円
6.0ha以上10.0ha未満	220,000円		同左	6.0ha以上10.0ha未満	350,000円		同左
10.0ha以上	310,000円		同左	10.0ha以上	490,000円		485,000円

この他、以下についても改正がありますので、詳しくは下記の間合せ先にご連絡ください。

- ・ 予定建築物等以外の建築物許可申請手数料（法第42条）
- ・ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築物の許可申請手数料（法第43条）
- ・ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

また、茨城県建築指導課のホームページでも改正後の手数料の額を確認することが出来ます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/tesuryo-takuchi.html>

建築指導課  
ホームページ  
QRコード



## 【お問合せ先】

茨城県土木部都市局建築指導課	TEL 029-301-4732
茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	TEL 029-301-4787
茨城県県北県民センター建築指導課	TEL 0294-80-3344
茨城県鹿行県民センター建築指導課	TEL 0291-33-4113
茨城県県南県民センター建築指導課	TEL 029-822-7079
茨城県県西県民センター建築指導課	TEL 0296-24-9154